

社会福祉法人県北報公会役員・評議員等の費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員、福祉サービス苦情解決第三者委員の費用弁償について定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員、福祉サービス苦情解決第三者委員が、召集に応じて出席した時は、費用を弁償することができる。

2. 前項の規定による費用弁償の額は次のとおりとする。

区 分	理 事 会	評 議 員 会	監 事 会	評議員・選任 解任委員会	福祉サービス苦情 解決委員会定例会
理 事	10,000 円	—	—	—	—
監 事	10,000 円	10,000 円	10,000 円	—	—
評 議 員	—	10,000 円	—	—	—
評議員・選 任解任委員	—	—	—	10,000 円	—
福祉サービ ス苦情解決 第三者委員	—	—	—	—	10,000 円

附 則

1. この規程は平成21年 5月23日より施行する。

附 則

2. この規程は平成29年 6月19日より施行する。

附 則

3. この規程は令和 2年11月 1日より施行する。